

モシ、モシ 消費生活 相談です



2-2455

契約と消費者トラブル

私たちは、毎日の生活の中で、意識していかなくても様々な「契約」をしています。

例えば、朝起きて新聞を読む、ガス・水道を使う、電話を使う、コンビニやスーパーで買い物をする、病院で診察を受ける、汽車やバスに乗る、夜、電気をつける、テレビを見る...など、私たちの普段の生活は実に多くの契約で成り立っています。

■契約の成立

「契約」とは、「法的な責任が生じる約束」のことで、片方が「申込み」、もう片方が「承諾」をする。当事者双方の意思が合意した場合に成立します。

「契約が成立」するのは、お互いの意思の合意があったときです。

約束というだけで、契約を結ぶかどうか、誰と結ぶか、どのような内容で、どのような方式で結ぶかといったことは、契約する当事者の自由です（これを「契約自由の原則」といいます）。

ですから、契約したくないと思えばハッキリ断ればいいわけです。

自由に契約できるかわりにいったん契約が成立すると、当事者はお互いに契約内容を守らなければならぬ「権利」と「義務」が発生します。例えば、商品を買うと消費者には「代金を支払う義務と商品を受け取る権利」が、販売店には「商品を引き渡し義務と代金を受け取る権利」が生じます。契約書がなくても、内容を守るのは当然のことです。

■契約の拘束力

「契約が成立」すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。一方的に契約を変更したり、やめたりすることは原則としてできません。契約内容を守らなかつた場合は、法律により、契約を実現するよう求めたり、契約が実行されなかつたために受けた損害を賠償請求することができ

ます。また、「契約書を交わしていない」「印鑑をまだ押していない」「単なる口約束」など、契約が成立していないと思われるがちですが、契約自由の原則により、契約の形も自由なので、例えば、口約束でも契約は成立します。

契約書はあくまで、契約の内容を明確にし、万一トラブルが起きた際になどに備

えて、証拠として残す為のものです。

※契約をするときの注意

●契約は口約束でも成立します。断るときには「結構です」「いいです」などと、あいまいな返事をせず

に、「必要ありません」「契約しません」「いりません」と、キツパリ断ってください。

●契約書に署名すると、書いてある契約内容をすべて了承したことになります。後になつて「知らなかつた」「話が違つた」とならないように、よく読み慎重に対処しましょう。

●署名・押印は自分の意思を表すものです。必ず、自分で署名・押印をしましょう。セールスマンに印鑑を渡してしまうと、悪用されるおそれがあります。

●契約書・パンフレット・名刺・領収書などは、後日トラブルが生じた時には、大切な証拠となります。まとめて大切に保管しておきましょう。

気をつけて！ 送りつけ商法が急増中

送りつけ商法とは、注文していないのに、一方的に商品を送りつけ、消費者が受け取った以上、代金を支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙つ

た商法です。

業者からの商品の送付は、売買契約の「申込み」に当たりますが、消費者の「承諾」の意思表示がなければ、契約は成立しないため、代金の支払義務も商品の返送義務もありません。

しかし、契約は不成立でも商品の所有権は業者にあり、勝手に処分はできませんし、引き取りに来た場合は、返還しなければなりません。

特定商取引法では、消費者が商品を受け取った日から14日間（業者に商品の引き取りを請求した場合は、請求した日から7日間）を過ぎれば、業者は商品の返還を請求することができず、消費者は、その商品を自由に処分できることに定められています。

代金引換で送られてきた場合は、支払うと返金交渉は困難ですので、誰が注文したか不明であれば受け取らず、一度配達人に持ち帰ってもらい誰も申し込んでいないことがわかつた場合、「受取拒否」をしましょう。（商品は送り主に返還されます）

被害に遭つたら、一人で悩まないで、早めに産業振興課水産林務商工グループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。

税負担の公平性のため、滞納整理を進めています

渡島・檜山地方税滞納整理機構からのお知らせ

多くの住民の方はきちんと納税をしていますが、残念ながら一部には納税の資力がありながらも、「他の支払いが優先だから納税できない。」「集金に来ないから納付しない。」等々の様々な理由をつけて、再三に渡る督促・催告にも応じない方がいます。

こういった一部の人のため、町の自主財源である地方税収入が減少し、本来住民のみなさまが受けられる様々な行政サービスに支障をきたすようになってきました。

言うまでもなく行政サービスの公平な提供は公平な税負担の上に成り立っています。

このことから、地域にしがらみのない滞納整理を専門として行う組織として当機構が設立され、今年度も市町村に代わり、差し押え・公売等を通して処理困難な事案の滞納整理を進めています。

今年は設立10年の節目を迎えますが、マンネリ化に陥ることなく債権回収へ向けて努力を続けて参ります。

【お問い合わせ先】 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内 渡島・檜山地方税滞納整理機構